

令和8年度いわき市契約適正化委員会 第1回臨時会

1 委員会の概要

- (1) 日 時：令和8年8月19日(水) 10時00分～10時35分
- (2) 場 所：Web会議方式
- (3) 出席者：
 - ① 委員
猪狩堅一委員（委員長）、伊藤知尋委員、大堀和哉委員、吉田英樹委員
 - ② 市側
財政部長、次長、契約課
教育委員会学校教育課
- (4) 次 第
 - 1 開会
 - 2 議事
 - (1) 概要（第1回臨時会の開催趣旨）
 - (2) 再苦情申立てまでの経過
 - (3) 再苦情申立書の内容と本市の考え方
 - (4) 委員からの助言
 - 3 閉会

2 議事概要

1 開会

・事務局から、委員の出席は5名中4名で過半数に達していることから、いわき市契約適正化委員会設置要綱第5条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることを報告した。また、要綱第5条第2項の規定に基づき、今後の議事進行を猪狩委員長にお願いした。

2 議事

・議事概要に署名する委員について、職務代理者である大堀委員にすることが了承された。

また、議事概要の公表について、いわき市契約適正化委員会に関する事務取扱要領第4条第1項の規定により、委員長及び議事概要に署名する委員が確認した後、市ホームページにて公表することを確認した。

・事務局から、本日の議事の流れについて説明した。

2-1)概要（第1回臨時会の開催趣旨）

・事務局から、議事進行資料2ページに基づき、第1回臨時会の開催趣旨について説明した。

【事務局（契約課）】

市が発注する建設工事、役務の提供、物件供給等に係る入札及び契約の手続に関する苦情に対

し、適正かつ円滑に処理するため、「いわき市入札及び契約の手続に関する苦情処理要綱」を定めている。

学校教育課が開札を行った案件において、必要事項の記載漏れによる入札書の不備を理由に無効となった入札参加事業者から再苦情の申立てがあったことから、委員会に対し助言を依頼するものとして、要綱に基づき臨時会を開催することとなった。

2-(2)再苦情申立てまでの経過

・事務局から、議事進行資料3～5ページ及び別紙①、②に基づき、再苦情申立書提出までの経緯、苦情申立ての対象入札の内容、苦情申立書及び苦情申立回答書について説明した。

【事務局（契約課）】

学校教育課において6月4日に執行した「令和8年度小・中学校教育用大型提示装置導入業務」の入札において、申立人[]の入札書に関し、入札回数を記載する箇所が空欄であったことから、入札執行同日、申立人の入札を無効とした。

6月8日には、申立人から苦情申立書が提出され、6月12日に回答書を交付するも、これを不服として、6月18日に再苦情申立書が提出され、本日の臨時会開催に至っている。

苦情申立ての対象案件は、市内各小・中学校の普通教室に導入している大型提示装置（いわゆる電子黒板）のリース期間が今年度で終了することから、更新を行うため入札を行ったものである。

郵便による入札で12者を指名し、4者が応札した。開札の結果、最も低い入札金額は申立人となったが、入札が無効となったことにより次に金額の低い事業者を落札者とした。

苦情申立ての内容は、「第〇回」の記載欄が空欄であることを理由として入札無効としたその判断に不服があるというものである。

それに対し、学校教育課は、入札心得1（10）オに規定する、「入札意思が不明瞭な入札」として無効と判断したものであることを回答している。そして、この学校教育課による回答書を不服として再苦情申立書が提出された。

2-(3)再苦情申立書の内容と本市の考え方

・事務局から、議事進行資料6、7ページ及び別紙③に基づき、再苦情申立書の概要と、それに対する本市の考えについて説明した。

【事務局（契約課）】

再苦情申立ての趣旨は3点あり、

1. 入札意思の明確性について

「第〇回」欄が未記載であったとしても意思表示の内容に実質的な影響を及ぼすものではない。

2. 記載義務の根拠の不存在について

仕様書や入札書の記載例による「第〇回」の記載を求める明示的な指示がない。

3. 行政運用の一貫性の欠如について

過去に実施された入札における入札書の記載例では、「第1回」と記載する旨の指示が明示されており、行政側の対応に一貫性が認められない。

再苦情申立てに対する本市の考え方は、

1. 入札意思の明確性について

第1回の入札で落札者が決定しない場合、第2回の入札を実施する案件で、入札心得にもその旨を記載している。そのため、この「第〇回」欄が未記載の場合、入札者がいずれの回次にかかる入札を意思表示していたか判断できない。これは、財務規則第121条第3号、及び第127条の規定による「入札書に記載した金額その他が不明確な入札」に該当、また入札心得の無効条項である1(10)オの「誤字、脱字又は金額欄に金額がない等、入札意思表示が不明瞭な入札」に該当し、当該入札は無効となる。

また、他の記載項目から未記載の項目を判断し、入札者の入札意思を確定させるようなことは入札執行者による恣意的な運用を招くおそれがあるため、記載された項目のみから判断し、入札書に未記載の入札回数を類推しなかったことは正しい判断であった。

2. 記載義務の根拠の不存在について

指名通知書では、本市の指名競争入札は財務規則等に定めるところによること、また、入札心得を参照することを明示しており、その財務規則や入札心得で、上記のような無効に関する根拠規定を設けており、それに該当しているということであり、根拠の不存在ではない。記載例はあくまで参考であり、入札説明書において所定の入札書に必要な事項を記載することを明示していること、さらに、仮に疑義があれば質問期間中に質問することも可能だったことから、入札回数は事業者が自ら確認して記載する事項であると考ええる。

なお、入札回数欄には入札回数を記載するのみであり、記載例の明示がない場合であっても記載が困難な内容ではないと考える。

3. 行政運用の一貫性の欠如について

過去の案件と今回の案件は独立した契約手続であり、上記のとおり財務規則及び入札心得で示す契約にかかる規定が根拠として効力を有するものと考ええる。

2-(4)委員からの助言

・事務局から、本日欠席された委員も含めて各委員から事前に受領した、本市の考えに対する助言について説明した。

・委員長から、補足や追加の意見がないか各委員に確認し、委員会からの助言として内容を総括した。

【委員長】

1. 入札意思の明確性について

5名中4名の委員からは、各委員とも論拠に若干の差異はあるものの、入札回数が未記載であることを理由に当該入札を無効としたことは妥当であるとの意見が出された。

主な論拠は次のとおり。

- ・ 記入が必要な欄への未記入であり、不明確である。
- ・ 意思表示の前提となる形式的内容に不備がある時点で正しい意思表示とはいえない。
- ・ 第1回の入札で落札決定に至らない場合、第2回の入札が想定されており、結果的に第1回の入札で決定したとしても「第何回」の記載により入札者のどの回への応札意思を判断するため、これは入札の内容を構成する本質的事項であるといえる。
- ・ 記載例はあくまで例であり、「第何回」を未記入とするよう指示したものではない。

一方、1名の委員からは、次のような意見が出された。

- ・ 入札を無効とするには、入札心得の「脱字等」「入札意思表示が不明瞭な入札」に該当する

ことを求めるものと解されるが、この脱字の要件については、入札説明書に定める「必要事項を記載していないこと」と定義できると考えられるものの、必要事項が具体化されていないため、その必要事項の解釈は行政に広範な裁量が認められると考えられる。

この必要事項の解釈を行う場合において入札記載例を参照するときは、「第何回」との記載は求められていないため、脱字には当たらず、無効とすることはできないとの結論もありうると考えられる。一方、入札記載例を参照せず、行政が総合的に判断するときは、その結果、「第何回」を必要事項と判断し、この記載がないことで「意思表示が不明瞭」な入札と解せないわけでもないが、私の考えは、前者の考えに近い。

- ・ 他方、脱字は要件ではなく、あくまで例示であり、最終的に「入札意思表示が不明瞭」として無効とするという解釈も考えられる。そして、行政は第何回の部分を明示してもらえないと入札意思表示が不明瞭とする運用としているため、無効とする結論に帰着することも考えられるが、今回の入札では回数を選択するわけではなく、第何回が今回の入札で必須だったわけではないように思われるため、自ずと第一回と解釈せざるを得ないとして、相手方から反論されることも見込まれる。

2. 記載義務の根拠の不存在について

様式上「第〇回」と記入すべき欄があるにもかかわらず、申立人が疑義を持たず思い込みで空欄としたのであれば申立人の落ち度ではないかとの意見が出された。

一方で、財務規則及び入札心得の規定に基づき判断されることに変わりはないが、入札説明書等においては必要事項について具体化されていないため、事業者は入札書の記載例を参照することになり、発注課である学校教育課が、入札書と異なる様式の記載例を配付したことは事業者に対して不親切であるとの意見も出された。

3. 行政運用の一貫性の欠如について

当該論点については特段の意見は無かった。

その他として、入札書と記載例が異なる様式であったことについて、より分かりやすく、誤解を招かない表現となるよう様式の見直しや庁内周知が必要との意見が出された。また、本件への対応について、法務相談を行い無効とした理由や根拠を整理した上で判断すべきだったとの意見も出された。

3 閉会

- ・事務局から、委員会からの助言を踏まえて再苦情申立てに対し回答することを伝え、終了した。